

災害時要援護者対策の推進

◎災害時に自力で避難することが困難な方が安全な場所に避難できるよう、地域住民等と協力・連携し、支援体制の構築に努めてください。



生活安定対策の推進

- ◎上下水道の管路破損等の断水、停電に備え、飲料水(1人当たり1日3Lを3日以上)、簡易トイレ等の備蓄に努めてください。
- ◎災害時も、日常と同じくルールの遵守に努め、生活環境の悪化防止に努めてください。
- ◎3日分以上の食料の備蓄に努めてください。
- ◎可能な限りごみの減量化に努めてください。
- ◎不要不急な電話連絡は控えてください。なお、公衆電話は、災害時には優先的につながるようになっていきますので、一般の電話や携帯電話がつかないときは利用してみてください。また、メールも比較的つながりやすいとされています。

●コラム1 「防災協力事業所登録制度」とは

「川崎市防災協力事業所登録制度」とは、住民の皆様と地域の中にある事業所が力を合わせることで、災害時の被害軽減につなげていくための制度で、平成26年2月末現在で市内68の企業・事業所に御登録いただいております。登録することによって、地域における災害対応力向上につながります。

地域の防災活動に参加(協力)できるという企業・事業所は、地域防災訓練などへの参加や初期消火活動、災害時の資機材(バールやジャッキなど)の提供・貸出、一時避難場所の提供など、可能な項目を登録していただく仕組みになっております。

御登録いただくと、名称、所在地等を市ホームページ等で広報させていただくため、社会的貢献度の高い企業・事業所としてイメージアップにつながるほか、同登録が新たに主観評価項目制度の対象事業に追加されたことから、本市競争入札において、必要に応じ、主観評価項目又は主観評価項目合計点が入札参加資格として活用されるなどのメリットもあります。是非御登録ください。(詳細は、市ホームページほか、本市発行のパンフレットを御覧ください。)

